

山口県報

令和3年
5月28日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
- 山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(交通規制課)……………二
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請(廃棄物・リサイクル対策課)……………四
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………四
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………四
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)……………五
- 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………五
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)……………五
- 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………五
- 公告
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………六
- 県営余田南地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………六
- 特定開発行為に関する対策工事等の完了(砂防課)……………六
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………六
- 教委告示
指定技能教育施設の廃止の届出……………七



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六十三号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第十一号を削り、同項第十二号中「食品衛生法施行規則」を「食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)」を「施行規則」と、食品衛生法施行細則」に改め、ヨからソまでを削り、カをソとし、ワを削り、ヲをレとし、ルをタとし、タの前に次のように加える。

ヨ 施行規則第七十一条の二の規定による保健所長許可営業に係る営業者及びチの届出をした者からの届出書を受理すること。

第三十一条第二項第十二号又中「食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)」を「施行規則」に改め、「変更届出書」の下に「及びチの届出をした者からの届出事項の変更届出書」を加え、同号ヌを同号カとし、同号リ中「第五十六条」を「第六十一条」に改め、同号リを同号ワとし、同号チ中「第五十五条」を「第六十条」に改め、同号チを同号ヲとし、同号ト中「第五十四条」を「第五十九条」に改め、同号中トをルとし、ルの前に次のように加える。

チ 法第五十七条第一項の規定による営業を営もうとする者からの届出を受けること。

リ 法第五十七条第二項において準用する法第五十六条第二項の規定によるチの届出をした者の地位を承継した者からのその旨の届出を受けること。

ヌ 法第五十八条第一項の規定による営業者からの食品、添加物等の回収に着手した旨及びその回収の状況の届出を受けること。

第三十一条第二項第十二号へ中「第五十三条」を「第五十六条」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「第七号まで、第九号から第十二号まで、第十四号から第十七号まで、第十九号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十三号」を「第九号まで、第十一号、第十二号、第十四号、第十

六号から第十八号まで及び第二十号から第三十一号」に改め、同号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、ロの前に次のように加える。

イ 法第八条第一項の規定による指定成分等含有食品を取り扱う事業者からのその取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報届出を受けること。

第三十一条第二項第十二号を第十一号とし、第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十八号(ロ中「第二項」を「第四項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、同項第二十一号ト中「へ」を「ト」に改め、同号トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 法第十条の二第一項の規定による食品関連事業者等からの食品の回収に着手した旨及びその回収の状況の届出を受けること。

第三十一条第二項第二十一号を同項第十九号とする。

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六十四号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十六号)の一部を次のように改正する。
別表第二中十六の項を十七の項とし、十五の項を十六の項とし、十四の項の次に次のように加える。

五十	道路の使用の許可に関する事務	道路使用料手数料	道路使用許可証又は不許可の通知書の交付を受ける時
----	----------------	----------	--------------------------

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

山口県告示第百八十五号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年五月二十八日から同年六月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課、岩国市環境部環境保全課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 三井化学株式会社

住所 東京都港区東新橋一丁目五番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 三井化学株式会社岩国大竹工場

所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能力 (m ³ /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間
七一の二	四	令和三、 七、一五	令和三、 八、三一	令和三、 八、三一	断続七時間 変動なし

備考 「七一の二イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の二の科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設をいう。

No. 2 排水口	No. 1 排水口
ク	八
ク	九、六
三	八・五
一〇	二〇
一	一四
九	二三
一	一・八
一	二
三	五
〇・五	一
一・五	三
一六、〇〇〇	三三〇、三二六
二四、〇〇〇	三四六、二〇七

四

山口県告示第百八十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、令和三年五月二十八日から同年六月二十八日までの間、山口県宇部環境保健所及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者

名称 山陽開発株式会社

住所 山陽小野田市大字郡一九〇六番地七二

代表者の氏名 玉峰 勇夫

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

山陽小野田市大字千崎字小松尾一〇六一六番一六から一〇六一六番一八まで、一〇六一六番一九から一〇六一六番二二までの一部、一〇六一六番五七、一〇六一六番五八の一部及び一〇六一六番六八並びに宇三河内上九七九番、九八〇番及び九八一番の一部

三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず及びがれき類

五 申請年月日

令和三年三月二十二日

山口県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年五月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 橋東和線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大島郡周防大島町大字地家室字地藏 浜七〇九の一五地先から 同郡 同町 同大字字小佐連西 一四二七の一まで	最狭 四一・八	最狭 二一・九	六六〇・九	三八五・四	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年五月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

県道 大島郡周防大島町大字地家室字地藏浜七〇九の一五地先から
橋東和線 同郡 同町 同大字字小佐連西一四二七の一まで
令和三年五月二十八日

山口県告示第百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百九十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
尾津町(一)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
尾津町(一)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百九十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
尾津町(一)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
尾津町(一)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。〕



(二四六) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営大迫一号地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和二年十二月二十一日

(二四七) 県営余田南地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営余田南地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営余田南地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年五月三十一日から同年六月二十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二四八) 特定開発行為に関する対策工事等の完了

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告します。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

尾津町二丁目、南岩国町一丁目

二 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

岩国市南岩国町四丁目五七番二七号

藤本 俊文

(二四九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 工区に含まれる地域の名称

長門市三隅下字殿村北新開、字殿村中新開及び字殿村南新開（一工区）

二 開発許可を受けた者

長門市

一 工区に含まれる地域の名称

阿武郡阿武町大字奈古字沢松及び梅ヶ浴（二工区）

二 開発許可を受けた者

阿武町



山口県教育委員会告示第二号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定により、指定技能教育施設の設置者から次のとおり指定技能教育施設を廃止する旨の届出があつた。

令和三年五月二十八日

山口県教育委員会

- 一 指定技能教育施設の名称及び所在地
NEMネムハイスクール岩国校 岩国市麻里布町三丁目一六番二二号
- 二 廃止予定年月日
令和三年五月三十一日

令和三年五月二十八日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁